

フードバンク活動推進のための情報共有プラットフォーム利用規約

1 名称

本プラットフォームは、「フードバンク活動推進のための情報共有プラットフォーム」と称する（以下「プラットフォーム」という。）。

2 目的

プラットフォームは、食品関連事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 4 項に規定する食品関連事業者をいう。）及び食品を保有する事業者（以下「食品提供事業者」という。）からまだ食べることができるにもかかわらず廃棄に向けられる食品の寄附を受け、福祉団体や生活支援を必要とする団体及び個人（以下「受取先」という。）などにその食品を譲渡するフードバンク活動を行う団体（以下「フードバンク活動団体」という。）等の関係者が情報共有の場を設けることにより、有機的なつながりを持つための端緒となることを目的とする。

3 会員

プラットフォームの利用者は、食品提供事業者、フードバンク活動団体（フードバンク活動を促進する立場である者を含む。）、受取先団体等であり、プラットフォームに業態別のエントリーシートを登録した者（以下「会員」という。）とする。

また、会員以外の利用も可能とするが、プラットフォームに起因する取引においては、会員以外の利用者を取引先とする場合においても、本規約等を遵守することとする。

4 手続

(1) エントリーシートの登録申請

プラットフォームに登録を希望する者は、業態別のエントリーシート（様式 1～4）を登録先アドレス等に必要事項を記入したエントリーシートをメール等で申し込むこととする。

【登録先アドレス】 kanto_recycle@maff. go. jp

【FAX番号】 048-740-0081

(2) 登録申請内容について、事務局が審査をしたのち、関東農政局ホームページ内のプラットフォームに掲載することとする。

また、エントリーシートの登録内容の変更については、(1)の手続に準じ行うこととし、更新内容については、適宜、事務局より会員へ周知することとする。

(3) フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き等の遵守

具体的な取引に当たっては、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(食料産業局長通知)等に基づき、又は準じた取引を行うこととする。

(4) 会員以外との取引に係る検討事項

会員以外との取引に当たっては、会員間取引と同等の取引となるよう会員側からの働きかけをし、必要な措置を講じた上で行うこととする。

(5) 目的外利用の禁止

取引対象となる食品等をフードバンク活動の目的以外に利用することは禁止する。

5 経費

プラットフォームへの登録、閲覧等は無料とする。

ただし、プラットフォームを起因とした取引における損害等については、取引当事者の責任において解決するものとする。

6 事務局

プラットフォームの事務局は、関東農政局経営・事業支援部食品企業課に置く。

7 幹事会

プラットフォームは、必要に応じ、若干名の会員からなる幹事会を設置し、運営等に関する検討を行う。

8 個人情報の取扱い

プラットフォーム会員の名簿については、個人情報に関する法令等の規程に基づき、事務局で適切に管理し、会員の許可なく第三者には提供しない。

附 則

この規約は、令和元年10月31日から施行する。